

お問い合わせの多い質問(個人住宅)

《申込者について》

質問	回答
区内に一戸建てを所有しており、賃貸物件として貸し出している。助成の対象となるの？	一戸建ての場合、借主(使用者)が申込者となることで助成の対象となります。この場合、家主(持ち主)の同意を得ることが条件となります。
申込には、申込者本人が行かなくてはいけないの？	窓口には、施工業者など、代理の方がお持ちいただいても結構です。また、郵送でも受け付けいたします。

《申込書等について》

質問	回答
パンフレットはどこにあるの？	区役所(4階410番環境課)、テクノプラザかつしか、区民事務所、一部の地区センターに置いてあります。また、葛飾区公式サイトからダウンロードすることもできます。
事前協議書等の日付はいつを書けば良いの？	提出日です。
いつまでに申込書を提出すれば良いの？	「かつしかエコ助成金のご案内」(パンフレット)に記載の「申込受付期間」内に、郵送(必着)か窓口を持参してください。原則として設置工事前にお申し込みいただく必要がありますので、ご注意ください。 また、工事完了後2カ月以内に、領収書等必要書類を揃え、「設置完了報告書兼助成金交付申請書」とともに提出していただくことが前提条件となっておりますので、それを踏まえた上で余裕をもったお申し込み、工事等をお願いします。
印鑑は実印でないといけないの？	印鑑は実印である必要はありません。 ただし、スタンプ印(シャチハタ等)は不可です。 申請書と請求書の書類は同一の印鑑を押していただけます。

《申込書の添付書類について》

質問	回答
機器等の形状や規格がわかる書類はどんなものを提出すれば良いの？	対象機器の条件を確認するための書類なので、要件について記載されているパンフレットや仕様書などをご提出ください。
機器等の設置又は施工場所を示す書類はどんなものを提出すれば良いの？	機器等の設置場所や施工場所を確認したいので、それが分かるような平面図や立面図をご提出ください。図面は手書きでも構いません。 遮熱塗装等断熱改修については、施工面積が確認できるように計算式も入れてください。※開口部(窓、扉)等の施工しない箇所を除いた面積が分かるものをお願いします。
機器等の設置または施工前の現況写真は、どんなものを提出すれば良いの？	現在設置している機器等の全体写真と機器等の規格等が記載されている部分のズーム写真をご提出ください。規格等が同じ場合は、その中の1つのズーム写真を提出いただければ結構です。また、新規設置の場合は設置予定箇所の写真をご提出ください。※新築住宅に対象機器を導入する場合で、申込時点で当該箇所が更地の場合は、更地の写真で結構です。
提出書類の中に、納税証明書とあるが、領収書でも良いの？	納税通知書(領収書)ではなく、法人都民税納税証明書及び特別区民税・都民税納税証明書の原本をご提出ください。 必ず前年度(令和6年度助成については令和5年度のもの)をご用意ください。
建物が自己所有ではなく、賃貸又は使用貸借の場合は対象になるの？	所有者の同意書を提出いただければ、対象になります。

お問い合わせの多い質問(個人住宅)

《完了報告書・請求書について》

質問	回答
事前協議をした年度内に完了報告書・請求書を提出しなければならないの？	事前協議をした翌年度の3月末までに提出する必要があります。 (例)令和6年度4月1日申込→令和7年度(令和8年)3月31日完了報告締切日 ただし、年度をまたいでの完了報告の場合は、申込をした年度の要件(金額等)で助成金を受けることになります。
クレジットカードやローンによる決済を行いたい。添付書類は領収書じゃなければならないの？	領収書を提出してください。 ローンによる支払いの場合、クレジット会社あての領収書の中で申請者が確認できるものを提出してください。 この場合、所有権が申請者にあることが条件となります。
請求する人は申請者でないといけないの？	申請者と請求者は同一の方をお願いします。

《入金について》

質問	回答
助成金が入金されるまでにどのくらいかかるの？	申請(完了報告)状況にもよりますが、通常であれば、申請書類をいただいてから入金まで2か月程度とお考えください。

《対象機器等について》

太陽光発電システム

質問	回答
2世帯住宅で、1つの屋根に太陽光パネルを乗せ、両方の世帯で使いたい場合は？	配電盤が別々に設置してあり、それぞれ別の世帯で系統電源の契約をしてあれば、別々に申請できます。 この場合、申込者が別であること(領収書の名義も別々)、設置するパネルの割り振り等について、図面できちんと確認できるようになっていることが条件となります。
質問	回答
材料を購入し、自ら施工したい。材料の購入費は助成の対象となるのか？	要件を満たす材料を使用する場合、助成の対象となります。 この場合でも、購入する材料費の見積書、施工面積のわかる図面、性能を確認できる証明書等を提出していただきます。 作業に係る費用(工賃)、使用する道具・機材の購入代金は対象になりません。